獨立

派

ع

ヴ

ラ

ズ

獨立派とレヴェラー

- ウッドハウスの資料集を中心として

濱 林 正 夫

はトー 絕對主義に對抗するブルジョアジーの革命として理解しようとするヒルの見解はドップやペテゴルスキーや、あるい された。 定しようとしている。 俗的な見解、がそれである。ヒルはこの三つはいずれも一面的または皮相的であるとし、革命の本質を階級闘爭と規 に革命を本質的に宗教的なものとして、ピュリタニズムとアングリカニズムとの抗爭として理解しようとする最も通 第 六四○年から一六六○年にわたるイギリス革命については、 ニイ、 第二に革命の進步性のブルショア的限界を見ぬきながら逆に絕對王制を美化しようとするトーリ的見解、第三 一は革命を自由主義、民主主義の成立のための闘いであるとしてその進歩性のみを强調しようとするホマッグ的 『内亂』 (the Civil War) は階級 ラスキなどにも共通しており、わが國の学界へもしばしば紹介されていて、ち 「本質的に封建的な古い秩序が暴力的に破壞されて、その代りに新しい資本家的秩序が創りだ 闘争であつた」。このように革命を社会經濟史的な基礎構造から把え、 ヒルによれば三つの「通俗的な」見解があるとされ わが國ではむしろとのヒル

商 學 計 宪 第三卷 第二號

=ドッブ的見解の方が「通俗的」になつているといえよう。

Hill: The English Revolution (in "The English Revolution, 1640, three essays" ed. by C. Hill, 1940, new ed.

するさいきんの研究」へ歴史學研究 たとえば、柴田三千雄、「イギリス革命史研究の一動向」(史學雜誌 第一五六號)。 第五九編第九號)。水田洋、 「イングランド革命にかん

議会派 證研究の成果をどのようにとりいれてゆくかという課題に直面しているわけで、 問題提起が多いように見うけられる。從つてわれわれとしてはそのような問題意識のもとに提出されている多くの實 刊されてはいるが、 うことは危險であり、 ٤ ムウェル ズなどの民衆の動きが大きくとりあげられて、それらにかんするすぐれたモノグラフィーや原資料がつぎつぎと公 ル 私もまた基本的にはこの見解にくみしているのであるが、しかしイギリス本國における革命史研究はいぜんとして 小農民と小親方という小市民、勞働者とくに農業プロレタリアート、というような形で圖式的に割りきつてしま ドッ (長老派)、軍隊 の英雄的行爲に歸するカーライル的な態度は、ようやく過去のものとなりつつあり、 資本家的大商人と農業資本家 ブ的見解を異端視しているようである。もちろん革命をピュリタュズムの精華としてのオリヴァー・クロ その場合も彼らの階級性を强調するというよりもピュリタニズムと近代精神といつたような形の 少くとも非生産的であろう。 (獨立派)、レヴェラーズ、ディガーズという複雑な諸勢力の對立を、 (借地農)、進步的ジェントリとヨーマンとマニュファクチュ 革命の舞臺に登場してくる王黨派、 レヴェラーズやディッガ 封建的領主と投機的 ァ 產 業 資

私が本稿で利用しようとするウッドハウスの「ピュリタニズムと自由」もやはりその標題からすでに推測されるよ ピュリタニズムと近代民主主義思想という! -ヒルのいわゆるホィッグ的な・ 問題意識にたつて、一六四七年

獨立派とレヴ

ラーズ

たのに對し、より內面的な檢討を可能にしてくれるのである。 定 ታነ 資料集としての本書のもつ意味はきわめて大きいといわなければならない。とくに軍会議の主要テーマである人民協 諸原因の究極的な綜合、完全な解明」(p.[6]) への第一步をふみだそうとするのである。 それとして解決のより困難な問題であつた」とし、「從來あまりにも考慮されず理解されていなかつたピュリタンの うとするなど (pp.[83-84])、 カン 立場から、 イデオロギーの宗教的な背景の解明」を目標として「ピュリタン革命において作用している政治的、 から四九年の軍会議(Army Council)の討論を中心とし、その思想的背景をルターやカルヴァンにまで遡つて明ら も知れ 重要性を輕視するものではなく、「ピュリタン革命においては宗教的な問題は世俗的な問題より重要ではなかつた にしようという意圖のもとに編まれた資料集である。もちろんウッドハウスも革命における經濟的社会的な諸要素 (The Agreement of the People) については、從來のガーディナーの資料集がオフィシャル ないし、また事實重要ではなかつた」(p·[14])といつているが、しかしすぐ言葉をつづけ、「しかしそれは たとえばクロムウェル獨裁制の根據を、千年王國論者(Millenarians) あまりにも觀念的な見方も導きだされているが、しかしそのような見解の正否をこえて の聖徒獨裁、 このようなウッドハウスの な面に限られてい 權威主義 經濟的、 に求めよ 宗敎的

1 Putney Debates. (pp.1-124), Part II. The Whitehall Debates (pp.125-178), Part III. Puritan Views on Liberty (pp. supplementary documents. (1938, rep. 1950, J. M. Dent & Sons Ltd.) 内容也 Introduction (pp.[11]-[100]), Part I. The 179—386), Appendix (pp.387—478), Notes & Index (pp.479—506)。基礎になつているのは C. Firth: Clark Papers (1891— 1901)および數多くのパムフレットなどであるが、いずれも拔萃である。本稿中の引用は明記したものの他すべて本書のページ Woodhouse: Puritanism and Liberty, being the Army Debates (1647-9) from the Clark Manuscripts with

Œ, Gardiner: The Constitutional Documents of the Puritan Revolution, 1625-1660 (1889. 3rd ed.1906, rep.1951)

商學 討 筅 第三卷 第二號

これによつて人民協定を飜譯し解説したものに、 史學第 「ピュリタン革命における二つの憲法」(歴史學研究第一四八號)がある。 號)があり、また人民協定とクロムウェルの統治章典(Instrument of Government)とを比較考察したものに、 星田輝夫、「人民同意(The Agreement of the People) (西洋

部 あるので、革命の事實上の遂行者として最も注目しなければならない獨立派の性格を解明してゆく手がかりも與えら 料集は社会思想史上最も重要な時期の一つにスポットライトをあてていることになるし、またこの時期は軍隊の首腦 治哲学を實踐運動に結びつけるようになつたのは、ちようどこの一六四七—四九年なのであり、 派とレヴェ れるであろう。 (いわゆるGrandees テゴルスキーもいつているように、「革命の一つの重要な勢力であつたレヴ"ラーズが組織的な形をとつてその政 ラーズとの對立がどのようにあらわれてくるか、という形でこの資料集を利用してみたいと思う。 從つて私は編纂者の意圖にはそむくととになるのであるが、 ――獨立派)が次第に兵士からうき上つてはつきりとした對立をしめすようになる時期でも 人民協定の成立の過程 その意味ではこの資 に即しながら獨

D. W. Petegorsky: Left-Wing Democracy in the English Civil War (1940) p.78.

ちれないので、ただレヴェラーズとの對立をうきぼりするにとどめたい。 思われる(水田洋、前掲論文三四―三五ページ参照)。しかしそのためには廣汎な實証研究が必要であり、 それにもかかわらず、水田氏も指摘しておられるように、 ヒルもペテゴルスキーも獨立派の性格の分析が不十分であるように とうていここでは企て

アジテーター

の召集、 權利請願」、チャールズ一世の親政、 との戦いはクロ という一聯の 凸 「ウェ 事件をつうじて對立を深めてきた國王と議会とは、 ル Ø 率いるニュー ポンド税・トン税 モデル・アーミイの功によつて一六四六年八月議会側の勝利のうち ·船舶稅問題、 一六四二年八月ついに戰火を交えるに スコットランドの叛亂、 短期 長期兩議

あろう。

獨

立

٤

ヴ

ェ ラ

、ブ

する議会派 H) らの功績を誇りその實力を確信する軍隊は、議会の態度のこのような豹變を怒り、 た。この議会派の策謀の中心となつていたのはロンドンの大商人グループで、 K 思われる。 議会へ提出した。この請願はウッドハウスの資料集には收錄されていないが、これに對する 議会 の 拂いのまま軍隊を解散させ、 る請願書が議 應終りをつげるが、それと同時に、革命をこの點にとどめて事態の速かな安定をはかり權力の維持を企てようと がこの請願者を「國賊、公共の平和の攬亂者」と呼んだことから考えても、 次第に對立が芽生えつつあつた なお議会との公然の決裂を避けようとする軍幹部と過激手段に訴えても軍の主張を强行しようとする兵士との間 とにかく議会と軍隊との對立はこのころもはや決定的となつていたのであるが、 会へロンドン市から提出されており、 實力をもつてすでに議会に對抗しうる勢力となつていた軍隊を敵視しこれを直ちに解散させようとし 一部をアイルランドへおくろうとする法令を通過せしめた。しかし革命遂行における自 こえて四七年三月には三三万一千ポンドに**の** 四六年十二月には軍隊の かなり激しい調子のものであつたと 解散に反對する旨の請願を三月末 更 K ぼる兵士 軍 返答 0 內部 解散を要求す の給料を未 (三月三十 におい 7

of the Levellers)で、これは議会制を「最も正しい制度」として専制に對するその勝利を讃えた後、 ヴェラー 書は議会で絞刑吏の手によって焼き捨てられたといわれるが、 Ø なお多くの不滿をもち窮狀にあえぐとして議会の反省をうながし、十三ヶ條の要求をかかげたものである。 最初 方リルバーン (J. Lilburne)、オヴァートン (R. Overton)、 の活動は三月十五日に議会へ提出されたと推定されるいわゆる 「レヴェラーズの大請願」 ズ(水平派)も、 このころから議会への請願活動を中心として一つの黨派として組織化されつつあつた。 レヴェラーズの最初の政治的發言として注目すべきで ウォールウィン (W. Walwyn) らを中心とする (Large Petition しかも人民は との請願

商 學 討 统 第三卷 第二^號

The humble petition of many thousands, earnestly desiring the glory of god, the freedome of the common-wealth, and 版でのせ、四七年三月十五日に議會へ提出されたもので、ほとんど確實にウォールウィンの執筆によるものとしている(ibid. vol. the peace of all men" てサインも日附けもない。當時の資料の最大の蒐集家であるトマスン(G. Thomason) は一宍四八年九月 れたものが四八年九月公刊されたと考えている(p. 318, p. 1)。ウッドハウスはこの抜萃しかあげていない(pp. 318—323)が、ハ 十一日ずけとしているが、ウッドハウスは H.C. Pease: The Leveller Movement (1914) p. 158, p. に從つて四七年三月に提出さ 出保ビビ "To the Right Honourable and Supreme Authority of this Nation, the Commons in Parliament Assembled (W. Haller: Tracts on Liberty in the Puritan Revolution, 1638—47, 3vols, 1933, vol. III. pp. 397—405) に全文を寫真

かろうとし、兵士の間に代表者を選出させて聯絡および意志表示の機闘を組織させた。これがいわゆるアジテーター 密組織や暗號をもち、大衆へのよびかけ、請願活動などにより軍の主張を明示、貫徹しようとした。 (Agitator) である。彼らは「軍会議運營告知」や「アジテーターへの手紙」などによつてうかがわれるように、 "ラーズは一方にこのような請願活動をつづけると共に、他方積極的に軍隊へ働きかけ革命の徹底的遂行をは 秘

- た。(R. Baxter: Reliquiae Baxterianae (1696) cited. p.389. cf. p. [23]n. I)。 だから「軍隊はまるてリルバーンてこりかたま つていて、法律を與えられるよりもむしろ自分たちの手で法律をつくりたがつていた」(p·[23]) のである。 バクスター (R. Baxter) の報告しているように 兵 士 の間では早くからリルバーンやオヴァートンのパムフレットが讀まれてい
- and Speeches, 1845 3rd ed. 1849. 6 vols, vol. I p. 241)° カーライルは Agitator というのは綴りの誤りて本當は Adjutator だといつている(T. Carlyle: Oliver Cromwell's Letters
- "Advertisements for the managing of the Counsels of the Army" (Walden, May, 4. 1647) pp. 398-399° いれはセクスピイ
- 中尉とはチレンドン(E. Chillenden)であろうとされている。 "Letter from Lt.C. to the Agit tors"pp.400-401。 二通收錄されているが一つは日附けなく一つは五月二八日ずけ。このC

n

ばならぬ

と悟つたのであろう。

とく ものに及ぶようになつてくる。 政治問題 ことがらをわれわれは恐れる」(p.399) あ 胃險商人組合 ょ 度にとどまつてい それを議会や國民に直接訴えるより、 する発罰 している。 將校に對する兵士の辯明」によつてみると、 願の び ズ このアジテーターによつて兵士たちはその要求をしめすことができたのであるが、 その一つ である 二回 良心が壓迫され、 英器、 の影響の下に兵士たちは、 に强く訴 權利、 および子孫 このようなレ の全 (indemnity) 裁 すなわちこの 判 法によらない裁判の禁止 Merchant Ø 10 公正と迅速、 るのである。 のために生命をかけてきたのであるが、 わたつて要求を提出し、 る。 ヴェ 神の言葉から與えられる光がゆがめられるというような、 の保證にあり、 時期に 「われわれは監督派の専制 ラーズの影響が軍 Adventurers)などの抑壓的獨占の廢止など、 當面 すなわち五月十三―十四日に議会の委員会へ提出された「諸部隊の不滿」 救貧政策の確立などを主張しており、 おけ しかしレ Ø る兵士の要 軍幹部をつうじて表明しようとし、 實際的な要求を實現するためには、 との「不滿 更に軍隊を非難した議員の處罰い ヴェラー 法文の平易化などを要求するとともに、 議会の權威の至上性とこれに干渉する國王拒否權の禁止、 一隊內部 その要求の中心は未拂 、求は、 ズはその大請願 (episcopal tyranny) においてはもはや給料問題はとりあげられていない。レ なおあくまで當面 浸透するにおよんで、兵士たちの要求も次第に廣汎 それにもかかわらず、 にあらわれてい い給料のすみやかな支拂いと戦時中の 更に信 の實際的な要求を主としたも 宗教、 軍幹部の兵士への協力を要求するという程 自らの 戰爭 犠牲者およびその妻子への配慮を要求 の抑壓から逃れるべく、 仰 Ø 原 神の禮拜にかんする事柄に 神の言葉と改革教会とに全く反す 初めて宗教問題にふ 自 經濟の問題までとりあげてい るように、 理にもとずいて事態を解決 申 負債入獄 定の 者の釋放、 原 議会、 れ良心の自 法律 ので 理 にもとずい は、 な原 あり、 Ø おいて人 われわ あ 艄 K ヴェ にわたる る 人民 素化 理的 た 由 ል Ø ラ な で

討

1 Commission Officers"(May, 3. 1647)pp. 396—398. 「第一の辯明」は四月二八日ずけて八ケ部隊のアジテーターが署名してい る。しかしこの前に三月二六日にも同様のパムフレットがあつたことな、ウッドハウスは指摘している(p.[21]. p.2) "The Grievances of Regiments" (13-14th, May) p. 399. Apologie of All the Private Souldiers in his Excellencies Sir Thomas Fairfax his Army, to

た。これがいわゆる「ジョイスのクーデター」である。 に對してもその穩健な態度を不滿としながら、なおこれと對立しようとはせず、むしろこれを勉勵して共に議会に對 兵士たち自身の根本的な事態安定策が具體的にどのようなものであるのかはまだしめされていないし、

との密接な共謀のうちに、そしてクロムウェルやアイァトン(Ireton)の秘密命令のもとに、(ただしおそらくはそ らくクロムウェルも承知の上で、アジテーターによつて派遣された」とみているが、ウッドハウスも、 にさえいたつた。ついで六月四日、ジョイス(G. Joyce)少尉は部下五百名を率いて 議会 派 の手中から國王を奪つ る。兵士たちは直接行動を要求していた。議会の反軍的態度の强化に對抗して、一部の部隊は數ヶ所に暴動をおこす 抗しようとじているのではあるが、しかしもう 幹 部 と の分裂は避けがたいという豫感をそこに感じとることもでき (p.[23]) のである。 の命令をこえて)」クーデターが行われたと解している。從つて「兵士たちの行動は非公認のもので、この場合にはク ユウェルやアイットンら 軍 幹 部 の氣に入つたものではあつたが、十分彼らの 統 制 に 服したものではなかつた」 "イスのクーデターが軍幹部の命令にもとずくものかどうかはなお明らかではない。 このような解釋は大體正しいものと思われるが、その限りとのクーデターは軍内部の分裂を豫言 「第四身分」としての軍隊 ヒルはジョ イスが、 「アジテーター 「おそ

獨

立

派

ځ

ヴ

ズ

題としなければならなくなつたのである。 総集会に しているともいえるのであつて、 おける「軍隊の嚴肅な契約」の發表と、 軍幹部は一方に議会との交渉をつづけながら、 その對策が一六四七年六月五日、 「一般会議」(General Council)の設立とであつた。 ニューマーケット 他方軍内部の分裂の阻止を緊急 (Newmarket)

4 C. HII: op. cit. p. 65.

of their resolutions as to disbanding and a briefe vindication of their principles and intentions," pp.401-403 "A Solemne Engagement of the Army under the command of his Excellency Sir Thomas Fairfax, with a declaration

ので、 B などの陰謀を企てるものではなく、 分に滿足せしめられるまではこれを解散しないことを議会に要求し、 難をのべた後、 ような廣汎な具體的な政治的要求を含んでいないことが注目されるべきであろう。 のともいえるが、 嚴肅な契約」 おそらくアイァトンの手に成るとされている。それはまず軍隊を「國賊、 軍隊の統一性を守るため軍組織を明確に規定している。これは議会に對する軍の立場を一應明らかにした 「異常なしか は軍隊の要求が貫徹されるまでは軍隊全員が一致團結するということを兵士が相互に誓いあつたも しかし軍の要求は解散條件の問題に限定されてしまつて、 し必要な手段」として軍隊自體が組織化せざるをえない理由をかかげ、 「全國民のための共通平等な權利、 ついで軍隊が長老派の抑壓、 自由、 レヴェ 安全の確立」に努めるものであること 平和の攪亂者」と属つた議会への非 ラーズやアジテ 獨立 } 軍隊の要求が 派政府 ターにおける Ø 樹

うとしたのである。 て勢力のバラン い。それは一方においてアジテーター制を公認して正式の軍機關とすると共に、他方これと同數の將校を会議 「契約」 スをは によつて設立された「一般会議」もまた軍の統一の保持、 後になつてレヴェラーズの一人は、この会議は「大佐や中佐や少佐やその他 かり、 更に会議全體をフェアファックス (F. Fairfax) 命令系 將軍の直轄として幹部の指揮下にいれよ 統の 確立を企てたものに (兵士から)選ばれ 他 ならな 加

のではない人々で一杯になつてしまつた」と嘆かなければならなかつた(p·[24]: n·l)。

あるが、その間六月十四日に「軍隊の建議」を發表し、初めて正式にその政治的見解を明らかにしたのである。 のように軍隊はロンドン周邊に前進後退をつづけながらその力を誇示して議会を脅かしつつ交渉をすすめていたので (Uxbridge) へすすもうとしたが、十一名の議員が自發的に辭任したため、 で聖オルバーンズ(St. Albans)へ進出し、十一名の議員を叛逆罪で告訴してその辭任を要求、更にアクスブリッジ 1 つづいて六月十日、 これはウッドハウスにはないが、カーライル前掲書に収錄されている。その内容は軍の要求の滿足、軍隊非難者の 處 罰む 要 求 府變革の意志なきことを明らかにしたもので、クロムウェル、アイァトンら十三名の署名が附されている(T. Carlyle: op. cit. ロンドン市の不當な主張を抑えて、 軍はふたたびロイストン(Royston)に集会をひらき、ここから議会へ公開狀をおくり、(1) 戰前の議會の意志のとおりに「國家の平和と臣民の自由」を維持しようとし、 レディング (Reading) へ後退した。こ 軍隊には

403-409。これもやはりアイァトンの執筆によるらしい。 the Parliament: Concerning the just and fundamental rights and liberties of themselves and the kingdom "A Representation from his Excellecie Sr. Thomas Fairfax, And the Army under his Command, Humbly tendered to

するのであつて、 すものではなく、 となつたという點でも、 正當な權利と自由の擁護のために、 はや給料や免罰問題にこだわるものではなく、たとえそれらを犠牲にするとも「基本的權利と自由」を擁護しようと との 「建議」は軍の立場を初めてその基本原理にもとずいて明らかにした點で、また後にしばしば言及されるもの 「軍隊自身および國家の正當にして基本的な權利と自由」にかんする聲明書なのである。軍隊は 軍隊は、 とくに注目に値いしよう。 「恣意的な權力に奉仕するために雇われた單なる傭兵ではなく、 議会の諸宣言によって召集され懇請されたもの」(p.404) であると主張される。國 その標題にうたわれているように、これは單に軍隊の要求をし われわれ自身と人民との

四身分」(p·[20]) として、議会に對立するにいたつたのである。 民の權利の擁護者をもつて自ら任ずる軍隊はそれ自體一つの獨立した存在として、 ウッドハ ウスの表現 元によれ ば

election)(p.406)が國民に與えられなければならぬ。 これはイングランド王國の基本的な制度なのであり、 常に専制化の危険を生ずるものであるが故に、「人民がある場合誤つた選擧をしたならば、 びしく區別されなければならないのである。それ故に軍隊は不正議員の追放を要求するのであるが、これは「自然 but ministerially in the persons) (p.404)という委託の原理が明示される。 議会制そのものと現在の議会とはき (entrust)のであつて、究極の至上權は本來國民に存するものでなければならぬ。從つて、「あらゆる權威は基本的 制そのものを否定するものでは決してない。むしろ議会(下院)こそ、「人民の利益のため國家の るという希望と機会をもつように」、一定の期間をおいて「機械的に選擧する權利」(a right to successive 諸國民との法」(law of nature and nations) に合致するものであつて、決して叛亂ではない。更に權力の には職務に存し、 であろう」(pp.406—407) といわれている。以上のような基 本 原 理にもとずいて次のような要求が提出されている。 うされてはならないものであり、これなくしては下院はイングランドの平民の利益にほとんど關係のないものとなる の自由にきわめて本質的基本的であつて、人民に拒否されたり人民から奪われたりすることのできないもの、 もちろんここでも軍隊には長老派政府の廢止という革命的意圖は全く存しないと明言している。 すなわち立法權と最高裁判權とを託されたもの」(p.406) なのである。しかしそれはあくまで權力を「委託する」 不正をなしまたは不當な選擧によつている議員のすみやかな追放。 ただ管理的にのみ人々に存する」(all authority is fundamentally sented in 別の時にそ ましてそれは the office, and 偉大な至 れを修正しう またそ)固定は Ŀ

獨立派としヴェラーズ

議会および軍隊を非難し國家を脅かしたものの處罰。

- 三 現議会および將來の議会の会期を限定し繼續的に選擧を行うこと。
- 議会の閉会解散は國王などの恣意によらず、 議会自身の同意にのみよること。
- (H) 議会を全國民の平等の代表たらしめるため、 平等または比例の原則に從つて選擧區の改正を行うこと。

裁判は法によつて行うこと。不法入獄者のすみやかな裁判。

出、戰時中設けられた委員会などの權限の制限。

人民に請願權を認めること。

- ス 議会の会計檢査。(1)
- 大赦令(act of oblivion)によつて將來の爭いの因をとり除くこと。

忠實に生活する限り、 としてすべての人に屬する共通の權利、 そして最後にこの「建議」は信仰の自由を要求し、 制定された形式に良心的に從いえない人々は、そのことを理由として、人間および國家の一員 自由、 または便宜を阻止されることなきよう」(p.409) 希望している。 「他人に對して穩健、誠實、 無害に、また國家に對して平和に

1

ウッドハウスの資料集では第七一八項は省略され、脚註に要点のみ述べられている。

りである。 では と兩立する限り」(p.408)國王を認めようとしているが、これが後に大きな問題點の一つとなることは後にのべるとお していないのである。 まだそれらが十分に具體的でなく、 上の諸要求には今後「人民協定」その他の主張にみられるすべての問題が含まれているといつでよい。ただここ ただとの「建議」は國王にかんし、それが「臣民の權利と自由、および將來におけるその安全 その限り後にあらわれるような軍幹部とレヴェラーズとの對立もなお表面化

P かし議会はこの「建議」 軍幹部の慎重論に乗じてふたたび議席に戻つたので、 を担否したのみでなく、 更に軍隊の レヴェラーズや兵士の間にはもはや議会を信頼せず、 進出に脅えて一旦 自 發 的 に解任した十一名の議員 自ら

立派と

ヴ

飽きてしまつた」(p.412)、「勘忍袋の尾がきれた」(p.414) というアジテーターたちを これで抑えることはできなか 撃を思いとどまらせ、一方委員会を設けて「提案要綱」の作成をいそいだ。このようにして安協的な形においてでは の作成を先決問題としたのである。これが八月一日に「提案要綱」として發表されたものであるが、 イァトンはこれに對してなお議会への信賴をしめし、進擊を抑えてもう一度軍隊の要求を議会へ提出しようとし、そ かかげ、 る幹部との間で七月十六日レディングに軍会議がひらかれた。この会議でアジテーターたちは、日十一名の議員の即 めして軍隊を考慮をうながした。一方軍隊内では直ちにロンドン市へ進撃しようとする兵士と、これを抑えようとす の手で新しい議会をつくろうとする過激な動きがみられるにいたつた。七月十七日レヴェラーズの指導者の一人であ あつたが、 つた。クロムウェルとアイットンは極力その説得につとめ、 人民が議会のためにつくられているのではない」(p.329) として、 眞の主權者たる國民に訴え、 とくに「人民と ートンは、「腐敗した下院から選擧民への訴え」を發表し、「議会が人民のためにつくられているのであ 口ロンドン市民軍の即時解散、 「どんな提案もロンドン進撃なくしては無益である」(p.411)と强硬な態度をしめした。クロムウェルやア 一應軍隊の統一は維持されえたのである。 (the body natural of the people)の自然の頭としての 軍隊」(p. 334) によびかけ、二六、條の要求をし **闫外國軍招致反對、** 一應前記五項目を議会へ提出することとし、 四不法入獄者の釋放、田給料の支拂い、という五項目を 「もう会議には ロンドン進

Body Represented...... By Richard Overton, prisoner in the infamous goale of Newgate, for the liberties and freedomes "An Appeale from the Degenerate Representative Body the Commons of England assembled at Westminster: To

このころ國王はスコットランド軍と密約して再舉を企てていたので、それに反對したものであろう。

"A Declaration from his Excellencie Sr. Thomas Fairfax, And his Councell of Warre. Concerning their proceeding

四學》 計名 第三卷第二號

Fairfax and the Council of the Army ……"となっている。 in the Proposalls, prepared and Gardiner: op. cit. pp. 316—326) が、その標題は、"The Heads of the Proposals agreed upon by his Excellency Sir Thomas pp. 422-426. トマスンはこれを八月五日ずけとしている。これはガーディナーに全文収録されている (8.8. agreed on by the Councell of the Armie. ... Together with the Heads of

四 軍幹部の主張と兵士の主張

件がおこり、 酬などがあつた後、兵士たちは改めてアジテーターを選出しなおして幹部に對抗し、十月十五日、 している。 つたワィルドマン た軍の主張」を發表した。ことに「正確に述べられた」とあるのは、 り、九月十六日プトネー(Putney)の軍会議におけるクロムウェルとレーンバラ(F. Rainborough)との烈しい 然として「提案要綱」による解決方式に固執し、兵士およびレヴェラーズのこれに對する不滿はますます大きくな 果は少なく、 との發表の直後、 クロムウェルもこの時はアジテーターに味方し自ら騎兵隊をひきいて示威運動を行つたのである。しかし軍幹部は依 提案要綱 ついで十月二八日よりプトネーにふたたび軍会議がひらかれて軍隊の主張の最後的な檢討が行われること これを修正するという對抗的な意味を含んでいるのであろう。これはおそらく、 八月十五日には軍隊はふたたびフェアファクス將軍に議会の清掃とロンドン市再進撃を要求している。 には この事態に對處するためと稱して軍隊は八月六日ついにロンドン市に入つた。しかしこの示威運動の効 ニュンドン市では群衆の壓迫のため、 軍 (J. Wildman) によつて書かれたものらしいが、 一隊の建立 議 が原理的な要求であつたのに比してこれを具體化したものとみることができよう。 議会から兩院議長と主だつた獨立派議員とが逃亡するという事 「提案要綱」 に對應して具體的な安定策をしめ 「提案要綱」が軍隊の意志を正しく表明してい 民間人でレヴェラーであ 「正確に述べられ

獨立派と

ヴ

ラ

た軍の主張」を基礎とするものであつた。從つて本稿の中心となるプトネー会議の檢討に入る前に、軍幹部の立場を になるのであるが、その冒頭、兵士およびレヴェラーズによつて提出された「人民協定」は、との「正確に述べられ を明らかにしておきたいと思う。(以下「要綱」、「主張」、「協定」と略す)。 しめす「提案要綱」と、兵士およびレヴェラーズの立場をしめす「軍の主張」、「人民協定」とを比較し、その異同

- Army.……Oct. 15. 1647 unto his Excellency Sir Thomas Fairfax." pp. 429—436. "Agents" というのは選出しなおされたアジ remedies, Humbly proposed by the Agents of five regiments of horse to their respective regiments and the whole ーターのことである。この主張は十一名のエージェットによつて署名されている。 "The Case of the Armie Truly Stated, together with the mischiefes and dangers that are imminent, and some sutable
- the joynt concurrence of all the free Commons of England." pp. 443-449. ハスゼ "Letter to the Free-born People of proposed by the Agents of the five regiments of horse; and since by the generall approbation of the Army, offered to England" および "Letter to the Officers and Soldiers" を附して十一月三日公刊された。なお S. B. Gardiner: op. cit. pp.333 ―335. および星田輝夫、前掲論文一一八―一一九ページの邦譯、参照。 "An Agreement of the People or a firme and present peace, upon grounds of common-right and freedome; As it was

民の全體に(in the whole body of the people of this nation)に存し、その代表者をつうじての人民の自由 注目すべきものであろう。「協定」においてはこれほど明確ではないが、その第 四條に「現 在 お よ び 將 來 の 選擇または同意がすべての正しい政府の唯一の源泉または基礎であり、すべての正しい支配者の選擇の目的および理 (mation) の代表者の權力は、ただそれを選出した人々の權力にのみ劣る」(p·444) として、議会權力に對する國民の [はそれによる安全と福祉との配慮である」(pp.433—434)。 このように明確な人民主權の主張は社会思想史上とくに 第一に人民主權については「主張」が最も明快な表現を與えている。「すべての權力は根源的本質的にこの國の人

えたか の具體 なわち「主張」は ば理 綱」にはこのような考え方は全くみられない。 權 しうるであろう をもつのに對し、 のとして、 の禁 n 解しえないも の優位を明らかに 隊 此 われの生得權として、 的内容に立ちいり、 否かにとどまるものではなく、 0 建議 宣言している。 (五)國民の安全と福祉とのための法、を議会へ讓渡することのできない國民の保留すべき權利として、 K 他方が事態の安定を急務とするという保守的性格を强めてきているという當面の事情から一 は人民主權論 のなのであるが、 「軍隊と自由民の生得權 している。これに對し「要綱」 このように「主張」も「協定」も不可能不可譲の自然權をうたつているのであるが、 (一)信仰の自由、 あらゆる が明示されていたし、 しかし、主張」「協定」と「要綱」との差は、 そのことと闘聯して國民の不可侵の基本權を明言するか否か 壓制に對抗して力の限りをつくして維持しようと同意し決意し」(p.445) たも (the native rights)] (p. 431) とのような相違は一方が積極的な權利 (二) 從軍强制の拒否、 その具體化である にはこのような原理的な表現は全くみられない。 二要綱 (三)戦時中の行動にかんする発罰、(四)特 を明白にしようとし、 も當然に 單に基礎的原理 の主張を主眼とする革命的 人民主權論を前提 に及 に明 協 定」は 確 もちろん先の んでいる。 な表現を興 しなけれ 更にそ 應說明 性格 要要

げ、 たものであつて、それ故人民の血 は法律の制定改廢、 に」(p.444) 第二に議会へ下院)については「主張」●「協定」もこれが「他のいかなる人または人々の同意または協力もなし 官吏の監督任冤におよぶものであつて、 とくに保留せられた國民の基本權以外のすべてにおよぶとしている (p. 444)。 次のような權力をもつものと規定している。すなわち「主張」 官吏の任発監督の他に、 |の償いとして要 求 さるべきものである」(p.434) といわれており、 下院の權力として官廳法廷の設置廢止、 「この下院の權力は國王がそれに對して爭い、 においては下院 これに比べると「要綱」は下院の 宣戦講和、 人民が生命をかけて守つ の至上權は 條約 の締 「協定」第四條 法律 の權をあ Ø 制定改

立

ッ

ェ ラ

ズ

う。 定」とはその立場を全く異にしている。 (p.424 Gardiner, p.321) 述 他 Gardiner p.320)° ような權能を興えて外交權および兩院の同意を條件として宣戰講和の權を認めようとしている (Council of State) をつくり-ようとするものであり、 るとされる Ŀ のように、 に國王と上院 記の諸事項による以外王權の行使を制限されることもなく、 官吏の 軍事權も十年間は上・下院におかれ、 任免については十年間は上・下院にその權限を興え、それ以後は上、下院の選んだ候補者中から國 (第二條 (第四條、 議会に立法權を與えながらしか の楹力を認めようとする點で大きな差をみせている。 このように議会の權力を規定するにあたつて「要綱」の考え方は國王と上院の權力を大幅に認め p.423, Gardiner pp.318—19)。更に「要綱」 p. 423, 要するに第十四條に規定されているように事態の安 定 を要求しているのであつて、國王や上院にかんする規定を全く含んでいない「主張」や「 Gardiner p.320) ―との規定は「主張」にも「協定」にもない Ь その後は上・下院の同意と勸告とにもとずいて國王によつて行使され 國 最高裁判權は上・下兩院におかれ 王 Ø 同意を必要とさせるという考え方があつたとみるべきである 安全と名譽と自由の狀態へ恢復せしめるべきこと」 は議会閉会中の國務擔當のため委員会または國務院 立法權については何ものべられていないが、 後 は (第 とれに樞密院(Privy Council)の 國王 一 條 Ø 第 個人的權利 九 (第三條第五項P· 423 項 p. 423, Gardiner を認 王が 更に 任

るが、 部についても、 ており、 第三に 一木 選舉 選舉權 曜日 また今後議会が二年に一 權については「主張」 から九月末日とし、 Ø 要綱 問 題については、 は議会会期を一二〇日としその他に國王による臨時議会の召集を認め、 Þ, 度開催さるべきこと、 「主張」は何ものべていない。 まず現在の議会をすみやかに解散せしめるという要求においては三者とも一致し 「二一歳以上の自由民 議員任期を二年とすることについても一致している。 以上 犯罪によつて自由を失つたものを除く―― の點にかんしては三者の間 協定」は会期を四 に大差は ないのであ すべてが また細

選擧民たること」(p. 433) として、

おそらくイギリス史上最初の普通選擧の要求をかかげているのに對し、

p.444)として人口比による割當てを主張していることである。「協定」が選擧權にかんする明白な規定を欠いたため p 317) として税負擔額によつて議員定數を決めようとしているのに對し、「協定」は「住民の數によつて」(第一 べきであろう。 べていない。 あることからも、 にその解釋をめぐつて後に紛糾が生するのであるが、「主張」および一六四九年の第二人民協定に普通選擧の規定が - 各地區が國家の共同の費 用と負 擔とにしめているそれぞれの割合に比例して」(第一條 第 五 項 「協定」も、 その考え方が税負擔額の比による割當ての主張となつているのである。 ただ「要綱」と「協定」との注目すべき差異は、議員定數の割當て改正の要求において、「要綱」が、 選擧區の改正、 「要綱」は普通選擧に反對し、 またことで人口比が主張されていることからも、 自由にして公平な選舉という要求をかかげているのみで、選擧權にかんしては何も 後に明らかになるように一定の財 産 資 格 を設けようとするのであつ 當然ことでも普通選舉が前提されていたと考える p. 422. Gardiner

制令の廢 張」の縮制版ともいうべき「丑部隊のアジテーターズからの提案」は、その第三僚に宗教の統 誓約の强制を禁じており(p.424 Gardiner. p.321)、 や「厄介な宣誓」を國民の不滿のうちに數えあげてその廢止を要求し(p.429)、また十月十八日に發表されたこの「主 を廢し、 き基本權の一つとしてあげられていることは前述のとおりである。このように宗教問題にか 最後に信 にお 國 教の祈禱書 仰の自由にかんしては、「要綱」はその第十一一十三條において、 いて大差はないように思われる。 十分の 一稅、 (the Book of Common Prayer) の强制使用を禁じ、 强制的 宣誓の禁止をうたつている (p435,n.1)。「協定」において信仰の自由 「主張」は宗教問題をとくにとりあげてはいないが、十分の一税 僧侶のもつ社会的 (civil) 法王派の人々の權力を奪い、長老派の んしては三者の基本的 一を强制するすべての が國民の保留す な强制

「要綱」

三つに整理しうるであろう。

"Propositions from the Agitators of Five Regiments" p. 435. n.l.

P 324)、「主張」もまたビール、衣服、および工業品、國産品の消費稅を廢止して外國商品に課すること、 している (p·435·n·1)。このような點についても「要綱」と「主張」は大體一致しているといえよう。 の解放、 その他細部の點については省略するが、 を要求し(pp.434-435)、また「アジテーターズからの提案」は獨占の禁止と圍込まれた共有地の解放を要求 の廢止、 森林法 (forest laws) の停止、 ただ經濟問題にかんして注目されることは、 獨占の禁止を要求し(補、第二條第一・二・三項 「要綱」が p 425. Gardiner 必需 森林·寺領

五 プトネー會議

び兵士との對 H にたか およそ以上 けて開 立が決定的となるのである。 かれることとなつた。そしてここで初めて民間のレヴェラーズが軍会議に加えられ、 のような情勢のうちに軍隊の基本方針を決定すべきプトネー会議が一六四七年十月二八日から十一月 軍幹部と彼らおよ

なり、 く軍隊の分裂を極力回避しようとしてあらゆる努力をはらうのであるが、兵士たちはあくまで「主張」の ひそかに國王と交渉していることに非難をむけ、 会議はクロ 更にそれを明確化した「人民協定」の試案を提示し、 時に堂々めぐりにおちいり、あるいは完全な決裂を思わせるのであるが、それをつうじて争われた主要論點は ムウェルの開会宣言に始まり、 まずクロムウェル、アイットンは一正確に述べられた軍の主張」を軍の 冒頭から会議は波瀾を豫想させた。しかもクロムウェル クロムウェルを驚愕させた。会議 他方兵士側はクロムウ "ルらが軍隊の名にお の進 行 は時 らはとにが に感情的 線 を 固

例立派 とレヴェラー・

協定し がそれぞれ利用 提案に賛成するのだが、 といい(pp·7-8)、この提案を支えている信念は「卑しい空想、 しやがて彼はこのような感情的な非難からこれを阻止しようとする努力へ轉じ、この提案の可否を論ずる前にまず、 「協定」の内容自體の審議に入るべきであると要求している(pp.10,13,14)。この論爭は基本的にはもちろん 「どんな義務が で おける不正 「要綱 その第 であり、 ある。 ここで議事進行手續 きという表面的な問題に限つてみても、 に狼狽し、 「人民協定」との喰い違いをどうするかという問題である。 Ø の諸提案が正しければそれに矛盾するような以前の契約は當然に破棄されるべきであるといい、 源 アイァ 泉に從つて正 の立場を固守しようとする軍幹部と、これを否定して「人民協定」の線を押しだそうとする兵士との對立 は これに對してワイルドマンやレーンバラは、 その限 b な契約である時にのみ限られ、 一六四七年六月十四日の「軍隊の建議」、および八月一日の これは され n われわれに課せられているか、どこまでわれわれは拘束されているか」を問題にすべきであると主 B ŀ てい ŋ n ンもこの動議に賛成し、 が この對立は後にのべるような内容的な問題との關聯においてでなければ理解しえないのである 「國家の統治そのものの非常な變革」、 と巧みに鋒先をかわしながら、 しいものについて語るのである。 ることが注目される。 JE. 義 について語 る時、 これに反して人間相互の正・不 軍隊が全く何の約束もせず義務ももつていないのなら、 それ 7 イァト は 神 あくまで軍隊のこれまでの Ø ン 契約の拘束性はそれが正當な時にのみ存するとし、 私としては、 前 の主張によれ において罪 「徹底的な混亂」、「この上ない荒廢」をひきおこす 卑しい推論にすぎない」(p8)とさえ極言した。しか そのよりどころとして、 「人民協定」の原案を提示された時クロ われわれが互いに約束を守るべきであるとい ば、 となるものではなく……、 「提案要綱」に發表された軍の公式の 正は元來契約そのものにもとずいている 契約の破棄が許されるのはそ 諸 宣言の 契約 考 (成文法) と目然法 慮 人間 を要 との「協定」の と人間 求 從つてまず ムウェ れが神の している 「建議」 一人民 意見 ル 張 は

立

派

Ł

ラ

1

ズ

土地 文法および權威への服從の主張、 が 意味することとなるできろう。 なつてしまうであろう (p.11)。 て正當ずけようとした「軍隊の建議」 有効性を支持するために用いられているこの主張には、 心的權威 の考え方にはホ 契約の維持または破棄でないならば、 々の任意 この四ヶ月あまりの間における彼の立場と考え方との變化を見のがすことはできない。 私有權さえも、 正義 に服從しつつ、土地の所有、 によつて破棄しうるものであるなら、 の大きな源 ブスの思想との著しい類似をみることができるのであるが、さしあたり軍隊いこれまでの宣言の すべて契約より生じている。 泉と考える。 われわれは、 「人民協定」の正しさをまず考えよといわれても、 をみることができるであろう。 がウッドハウスの推測するようにやはりアイァ 使用、 それなくしては人と人との間には正義は少しも存しない」(p.26)。 きわめて不明瞭、 處分の權利を享有する」という契約に服している(p26)。 「平和の維持と法の支持とのため、 從つて契約を破棄することは無政府狀態への復歸、 權威は損われ國家は破滅し、 同時にホッブスの場合と同じような保守性、 曖昧であるといわざるをえない。 議員追放の要求を「自然と諸國民の法」の名におい この「人民協定」自體の効果さえなく お互いの間で協定されたところの 正しさとか不正とかは、 トンの執筆によるものであるな とのようなアイット 私有制 契約の遵守、 國家も政 もしそ の否定を 成

隊 Ø ワイ に不正なものなのであるから、 最初の宣言、 國民の自 ルドマンは の原理にもとずいていた。 曲 、國民 まさにこの考え方の變化をつくのである。 すなわち「軍隊の建議」、は次のようなものであつたという。 の福 從つてもし何か國民の破滅に向うようなことがある場合には、 祉をこそ守るべきであつて、それに反する契約や成文法は無効であるとされる。ベッドフォー それによれば人は、 國民はそれに反抗して自らを守つて良いのである」(p24)。 たとえ權威をもつ人々が怠つている時でも、自分自身を保存 彼は議会への無條件服從はきわめて 「軍隊は權利と自由、 國民を破滅せしめるものは絶 彼の主張によれば 危險であるとし、 自然と諸國民 自

商學 討 究 第三卷 第二號

定」こそ頃にそれを守るものなのか、 ろ、 思想の範圍内にとどまるものである限り、自然法か成文法かの論爭はアイットンに不利であり、 家の本質的權利」を要求したものであつたことも認めなければならなかつた (p.30)。從つてアイットンもまた自然法 という一般論にかんしては、アイァトンもこれを承認せざるをえず、 が必要であるならそれもまた止むをきないのである (p.18)。自然法が成文法に優越しそれが國民の福祉を目的とする ド州出身のあるアジテーターのいつているように、 國民の權利とは何か、それが「軍隊の建議」や「提案 要綱」で十分に 保障されているのか、 「人民協定」は單に「人民の當然の權利 という内容的な問題にまで立ちいらざるをえなくなつてくる (the people's due)」を定めただけであつて、 いかなる契約も、 「軍隊の建議・が「人民の基本的權利」と「國 「人民から人民の權利を奪いとる」ことはでき そのために政體 問題 あるいは「人民協 は 結局のとこ

会をもつこと、その前にアジテーターは各所屬部隊へ歸つて兵士の意見を徴してくること、各種の提案を檢討するた めにクロムウェル、 会議の第一日は、 アイァトン、 皆が心の中なる聖虁の聲に耳をかたむけ、事態の安定と軍隊の統一を祈願するため、 V ーンバラ、 オヴァートンら十八名より成る委員会を設けること、 を議決し何ら積 祈禱

極的な結論をうることなしに散会した。

審議し、ついでそれと以前の諸宣言との關係を明らかにしようという方法に意見が一致して、「協定」が讀みあげられ ことに 選擧權 翌十月二九日祈禱集会の後、前日にひきつづいて会議が行われ、 その第一條は選舉をより公平にするため議員定數を「住民の數に從つて」修正しようとする規定なのであるが ついで議事進行の順序についてなお暫く争つた後、ついにアイァトンの妥協により、まず「人民協定」を逐條 問題が第二の主要論點としてとりあげられることとなる。 最初若干の人々が神の聲をえたとしてその體驗

人民協定」が選舉權にかんする明白な規定を欠いていることは先に指摘したとおりであるが、 アイットンはこの

立

派

ځ

ズ

二人民協定」第三條第一 選擧の主張を導くのである。ただしそれが完全な意味の普通選擧であったかどうかは疑問で、レーンバラなどがどの (p56) というような言葉に表徴されているのであるが、そこから當然に彼らはすべての人の平等な發言權 という普通 らかに社会契約説で、 それ故に「イギリスに生れたすべての人」が、彼を拘束するところの法をつくり政治を行う人々の選出に發言權をも ないと思う」(p.53)。 in England hath a life to live, as the greatest he)° すべ は人民の つてとは、 てまず、 では、 要求している旨を明らかにした。更にレーンパラはそれを補いはげしい口調で次のように主張する。 いる」として、慈善をうけている貧民と共にこれを選擧權から除外しようと考えている(p.83)。このことは後述の 第 程度に選擧權の擴大を要求していたかは明らかではないが、たとえばペティは「召使いや徒弟はその主人に含まれて う。イングランドのいかなる貧しいものも、自分が發言權をもたない政府には、嚴密な意味では全く服從する義務 點を質問している (pp·52-53)。 この質問に對しペティ(M. Petty) は。 ての住民 ィ 自 自分自身の同意によつて(by his own consent)その政 ングランドの最も貧しい人も、最も偉い人と同様に生きるべき生命をもつている (the poorest he 選擧を公平にするという趣旨には賛成だが、選擧權の範圍を擴大しようとするつもりなのかどうか 自然の法であり諸國民の法であり神の法である(pp.55-56)。 曲 な同 選舉において平等な發言權をもつべきであると思う」(p.53) と答えて、 意 神によつて理性を與えられているすべての人は、この理性を行使する權利、 そのことはたとえば、 にもとずく」(ワイルドマン)(p.66)、「あらゆる法の源泉は人民に存する」(レーンバラ) 項の選擧權の規定において、慈善をうけている貧民、私人の召使い、私人から賃銀をうけて 「すべての人は自然的に自由である」(ペティ)(p61)、「すべての政 だから、 府に 服從すべきであるということは明白であろ ある政府のもとで生活するすべての人々が レヴェラーズの基礎になつている考え方は 「その生得權 (birthright) 「人民協定」が普通選擧を 否 を失つていない 「實際私の考 義務 が あり、

いるものを除外し、 「二一歳以上の男子であつて世帶主(housekeepers)」たるものに選擧權を限定している(p. 356)

ことと思いあわせて、 レヴェラーズの限界をしめしているといえよう。

法も自然法も私に財産(property)を與えない。財産は人間の制度(human constitution)による。…… 制 然權は「人間の生存(being)についてのみ眞實であるが、より良 き 生 存(better being)については眞實では (person) 前をもつというごとは、 逃げこんで、すべての市民權(civil right)を否定する」(p.53)ことなのである。 奴隷となる」 ラーズの主張によれば、 廢止も要求しうるであろう。自然法に訴えることは無政府狀態をひきおこすこととなる (p.58)。 かくてアイァトンは 産を基礎ずけるのである」(p.69)。自然權によつてすべての人に選擧權を要求しうるなら、同じ理由によつて 私有制 い」(p.71)。とくにアイットンの中心的な關心は財産權なのであつて、そこから彼の成文法尊重論がでてくる。 いう權利だけであつて るのは、 グランド國民を奴隷化するものであるといわれる(p61)。そのために、 しかしとにかく、 によれば、このようにすべての人に選擧權を要求することは、 かし現行法によつて選擧人たりうる資産をもつアイァトンは、 イングランドから追いだされず、空氣と土地を與えられ、公道を使用し、要するに皆と一しよに生活すると についての權利のみであつて(p.27)、國家も私有權もすべて契約、成文法にもとずく市民權より生する。 (レーンバラ)(p.67)という結果が生ずる。 年四十シリングの土地 十分な根據がないように思う」(p.54)。自然權によつて興えられるものは、 「ここで生れたということだけで、この土地やその他すべてのものを處理する權力への分け ノルマンの征服によつてイングランド國民に課せられた專制的法律の結果なのであり、イ (freehold) をもつものにしか選擧權を與えないという現行法は、 當然にこのような普通選擧要求に反對する。彼の 「絕對的自然權 「金持ちだけが選ばれて……、國民の大部分は 生得權、自然權によつて興えられ (an absolute natural right) (單に自らの人格 度 咖 レヴェ

立

派

ヴ

·.h (p.54)、それは具體的には、 þ るた 組合員とのみでなければならぬ。法の源泉は人民に存するというワイルドマンの主張は、 poration) に屬する人々」(p.54) を意味している。單に貨幣をもつのみであればいつでも外國へゆけるから、その人 記憶しえないほど古い 久的な利害をもつ人々を意味している」 のなら正しいとアイットンはいつている(p.67)。 は固定的利害をもつとはいえず、 なわち國家に對して「恒 と企てるのである。 め すべての人に とのような選擧權 税負擔額と人口とのいずれを規準とするかという、先に指摘したような「提案要綱」と「人民協定」との そしてクロ ムウェルのーー 私有制を基礎ずけているその同じ基本法によつて選學權は、 ―外國人にでも― 時代からの根源的基本的な社会制度 の問題と闘聯していることを、 久 的 「土地をもつ人々、 固 從つて 選 舉 權を與えられてはならないのである(p.67)。 定 階級性をはつきりとみることができるのであるが、 的 ―保護は與えられるが、法と政府とに發言權をもちうるのはただ土地所有者と な利害 (a permanent fixed interest)」 およびすべての産業(trading)を握つているところの、 アイットン自身はつきりと言明している (civil constitution) にもとずいて選擧權を制限 國家の眞の利益を判定しうる人、 をもつ人々にのみ限定されており 議員定數の割當てを公平にす とのような主張 「人民というのが國土 政府と法とに服從する限 (p.85 p.88) ° 元にアイ 組合 しよう 一に恒

えているであろうか。 に答えようとする。 とする普通選擧の要求が私有制 權 なかつた。 ムメモリアルな過去からのものであつたのかは、 0 制 限が むしろ彼らは私有制は自然法にもとずき、 ヴェ しばしば指指されているようにレヴェラーズもまた私有制の廢止、 ラーズの クラー を破壞し無政府狀態にみちびくというアイァトンの非難には、 主張するようにノルマン征服 ク () Clark)は次のようにいつている。普通選擧權主張の根據は 結局水掛け論に終つてしまつた感があるが、 財産權は自然權であるという考え方をもつてアイァトン の結果であつたのか、それともアイァト 財産の平等化を主張するも レヴェラ ーズはどう答 自然權を根據 「自然法であ の主張 する

あり、 れば、 じてほしくない」といつている (p.59)。アイットンの主張をホップス的といえるなら、 定められていることから推して、 故にすべての人が選擧權をもつことは、アイットンの恐れるように私有制を破壞することにはならず、 る。これはあらゆる制度の基礎となる法であると私は思う。 ば自由をもちえないということは分つた。もしそれが定めであるのなら……止むをえないだろう」(p.71)といつて、 主張はロ 7 なるところの彼自身のものの所有權の原理を與えるから。 の基礎なのではない。というのはもし制度が設けられていないとしても、 の財産を守る唯一の手段であると思う」(p.61)と主張されている。 通選學權獲得の 張したとは考えられない。 從つて人々は財産權を守るために、 「人々が代表者を選びだす理由は………選出された人々が皆のために財産權を守るだろうということなの ク的といえよう。 が、『私のもの (moum)』と『汝のもの (tuum)』との基礎なのである」(p.75)。 ためには私有制の廢止もまた止むをえないというような口吻をもらしているが、 あとでレーンパラはアイットンの雄辯に壓倒され、 ここにもまたレヴェラーズの限界があるわけで、 神の法は私有制を認めていると説き、 何らかの形の政府に服するよう同意するのである」(p.62) といわれ、それ との財産へ しかも財産權 レーンバラもまた、 一われわれが無政府狀態を主張していると信 Ø 自然法がすべての人に、 が制度の基礎なのであつて、 自然 從つてこの問題は私有制 「すべての財産権をとり去らなけれ 的 權利 以上のようなレヴェラーズの 神の法に「盗むなかれ」と (this またペティの主張 natural 彼が私有制 他人のものとは 制度 「反對にすべ か共

れども反對もしない」(〒77) といい、結局「人民協定」の普通選擧權の規定を承認するのである。 も捨てようとややヒステリ 論爭も結局はアイァトンの讓步によつて解決されることとなる。 クに叫び(p.70)、 レヴェラーズや兵士たちの斷固たる態度に押されて、「 彼は國家の平和を聞すよりは生得權 ことにもクロムウ: 満足は

財産權が自然權か否かという點に止まつてしまつたのである。

というようには展開されず、

も軍隊内部の分裂を恐れなければならなかつたのである。 やアイァ ŀ ンの現實的妥協的な態度をみることができるであろう。 彼らは國王や議会と對抗しうるために、 何より

を指摘しつつ、國王と上院の問題にふれ、彼としてはやはり「要綱」の立場をつづけて國王と上院の存績を窒むと なすのである。 たため (p.88)、 会議 の第二日目がこのような妥協の中に終りかけた時 ふたたび議論沸騰し、会議第三日(十一月一日)もこの論争で終始した。これが第三の主要論點を アイァトンはすすんで「提案要綱」と「人民協定」との差

らの安協にも到達しえなかつたのである。 認められるべきであるとし、從つて法律は下院のみによつて制定されるのではなく、 これを反動的と非難し よりも理性をという革新的な 態 度を明示し、ワイルドマンは 戰 爭 挑 發 者 に惠みを興える必要ありやときめつけて すると主張する(pp.104-107. p.111 etc.)。これはイングランド王國の基本的な制度であり(p.119)、このような基本法 に確立されるなら、この國には以前より强固に專制が確立されるであろう」(p.89) と强調している。このような對立 に對してレーンバラは、 重大な變更を加えることは危險で、それよりもまず事態の安定こそ急務である、と彼らは主張する (pp.92—93)。これ 國民の同意ある限り、 ロムウェルとアイァトンは、國王と上院とは、 「提案要綱」が國王に軍事權、 上院ある限りそれは不正な政府であるというワイルドマンの見解(p.122)との對立に歸着し、 ペティは、「國王と上院の權力は常に專制の一部であつた……。 「基本法にもとずくよりも事物の平等と合理性とを考慮すべきである 國王、上院がどのような形で存績しようとそれは正しい政府であるというアイァトンの見 拒否權を與えたことにより「隷屬制の基礎を以前より强めた」(p.90)として、 「國家の共同の權利と安全とに一致する限り」(p.88) 國王、上院の同意をまつて發効 この國の制度がもとどおり (p.121)として、 その存績 ついに何 、先例

立派とレヴェラーズ

商學 計究 第三卷 第二號

たが、 もはや議会も軍幹部も頼りとしえずと見切りをつけた彼らが、直接國民に訴えようとした意圖をあらわしているが、 それより先、十月二九日に民間の一レヴェラー――おそらくワイルドマン――は「兵士への呼びかけ」を發表し、 たらなかつた (cf. pp. 449-452)。 このような軍幹部の遷延策に對して、 会よ、司令部よ、さらば」と叫んだ (pp 439—443)。軍幹部のあらゆる努力、妥協にもかかわらず、 十一月三日「人民協定」が「イングランド自由民への手紙」と「兵士と士官への手紙」とを附して公刊されたのは、 しかも選擧權の範圍、議員定數改正の規準などの中心的な問題は抽象的なとりきめに終つて、何らの決定をみるにい まり、その非難は彼來のように議会に對してではなく、軍幹部に對して露骨にたたきつけられるようになつてくる。 にさらされたのである。 ロムウェルやアイァトンを、 を愛するのあまり、 以上のような本会議の他に、十月三十日、三一日、十一月二日には委員会がもたれて、細部にわたる検討が行われ との委員会の結論は、 アナーキーという言葉におどろかされてはならぬ」と形め、一ただ神の正義にのみ頼れ」、 「狡猾な策略家、巧みなマキァヴェリアン」と呼び、 「人民協定」、「提案要綱」、「正確に述べられた軍の主張」を折衷したにとどまり、 レヴェラーズや兵士たちの不滿はますます昻 「ティラニーの變名たるモナーキ 軍隊は分裂の危機 「議

"A Call to all the Souldiers of the Armie, by the Free People of England....." pp.439-443

六 レヴェラーズの失望

ら部隊への手紙」(十一月十一日)によつてその大要をうかがることができるのみである。それによれば十一月四日、 五日の会議ではレヴェラーズの主張が支配的となり、普通選擧、 トネー会議以後も一般会議および委員会は續行されたが、 その議事錄は殘されておらず、ただ「アジテーター 國王無視の主張を下院へおくること、軍隊の総集会

獨

立派としず

ズ

彈壓的な手段にでるようになつた點注目すべきであろう。 会させて氣勢をくじいた。これを不滿としたハリソンとR・リルバーンとの部隊では暴動がおこつたが鎭壓され、 水によりも、やはり給料問題にしか關心をもつていなかつたためとされているが (p.[30])、クロムウェルがようやく 下院への要求提出を取消させ、またアジテーターを所屬部隊へ歸らせて軍隊の総集会を避け、これを三つに分けて集 をひらくこと、 は恢復されたのである。このことはウッドハウスによれば、兵士たちの大多數がレヴェラーズのように政治的な要 が議決されたのであるが、 しかしクロムウェ ルはこの議決に屈せずその取消しに努め、 八日の会議

1 ground of the present differences between them and the General Councel, concerning the King, and Councel thereupon." pp.452—454. これは十五名のアジテーターズの署名が附されている。 of Common Right and Freedom for all People in this Kingdom. With a true Account of the Proceedings of the General "A Letter sent from several Agitators of the Army to their respective Regiments Wherein the establishment is discovered the

ばワイルドマンの筆に成ると思われる「プトネーの計畫」(十二月三十日)は「提案要綱」に非難の矢を向け、リル バーンを擁護しつつクロムウェルを攻撃している。 面の諸問題に限定されていたらしい。もちろんこの間にもレヴ"ラーズの不滿 は決して絶えたわけではなく、たとえ 十一月二五日から一月八日まで会議はウィンザー(Windsor)において續行されたが、議題は給料、 **発制という當**

"Putney Projects, Or the old serpent in a new form"." pp. 426-429.

た。レヴュラーズと幹部との對立の一つは、ここでいわば自動的にとり除かれたのである。軍はその統一の恢復を配 Vote of No Address) をせざるをえなくなり、 この頃にいたつても國王チャールズ一世はあくまで復位を策していたが、 した和解條件を拒否し(十二月二八日)、ために議会も一六四八年一月三日ついに「國王無視の決議」(The 一月十七日とれを發表し、 軍幹部も當然との決議に從うとととなっ 議会が「四法案」(Four

に軍を、 ムウェ 更に軍と議会とを團結させることとなつた。 ルとアイットンも熱心な祈りを捧げたといわれるが、 翌二月から八月にいたる第二次内閣は否應なし

ては ズが私有制の廢止を意圖するものではないことを、 わしているのであるが、同時にその第十八條において、「貴下および將來のすべての議会が、財産權の廢止、 の要求のあとで、 している。更にこの請願は議員任期を一年とし、会期を四十日ないし五十日と定めようとしている點で、また二八。條 の廢止、 六四八年九月十一日レヴェラーズはその獨自の立場から二八ヶ條から成る請願を議会へ提出し、 welaffected persons inhabiting the City of London, etc." pp. 338-342. われわれの保存の道はしめされないのであるから」(p.342)としている點で、以前よりも强く議会への不信をあら かし戦亂がふたたび議会派の勝利のうちに終結すると、對立もふたたび表面化するようになつてくる。すでに一 またはすべてのものの共有化、 信仰の自山、獨占の禁止、 the Right Honorable, the Commons of England In Parliament Assembled. 「もしこれらすべてが何らの効果ももたらさなければ、神をわれわれの導きとしよう。 十分の一税廢止、未拂い給料の支拂い、発罰など、 を行わないという義務をもつこと」(P.340)という要求をかかげ、 初めて正式に明らかにした點で、 注目すべきであろう。 The humble petition 以前と同様の主張をくりかえ 國王、上院の拒否權 人間によつ ヴ ・・ラー 資產

隊が從來の諸宣言にそむいて國王の拒否權を否定しなければならなくなつた理由をのべ、 奏」はまず事態の切迫によつてこのような手段をとらざるをえなかつた理由をのべ、議会が國王無視の決議を變える ことなきよう要望した後、 これはこれまでの軍隊諸宣言にくらべていちじるしくレヴェラーズの要求に接近していることが注目される。この「諫 他方軍幹部は十一月十六日アイァトンの手になる「軍隊の諫奏」を發表してその態度を明らかにしたのであるが、 平等にして機模的な議会、拒否權の廢止、を要求し、 ついで國王の一方的な行動のため軍 議会開催の諸規定 議会の

獨

立

派

ዾ

ヴ

ラ

ズ

權限、 て 権利についても、 定數の改 脹という氣魄に欠けているのみでなく、これまでの論爭の中心となつていた多くの點、すなわち選擧權 られず、むしろわれわれはこのうちに軍幹部のあまりにも煮えきらない妥協的態度をよみとることができるのであつ い」(p.463)と抽象的にうたつているに止まる。從つてこの「諫奏」がレヴェラーズを禰足せしめたとはとうてい考え きているが、 がしている。 後にリルバ 國民に保留すべき基本的權利を明らかにし、 ΙĘ 議員の任期および議会の会期については何ら具體的な規定をしていない。また國民の保留すべき基本的 ことにのべられた諸要求は内容的には「人民協定」にかなり近く、「提案要綱」からは大分遠ざかつて しかし全體としての調子はやはりレヴェラーズのものよりはるかに穩健で、國民の豬權利の積極的な ーンもこの「諫奏」に非難の矢を放つことを忘れなかつたのである。 「この解決案中に含まれた共通の權利、自由、安全、の基礎を讓渡したり放棄したりすることはな 國務院の制度に言及し、最後にレヴェラーズの請願の考慮をうな。 の範圍、

- 1 士官會議といわれているのは第二次内亂後、先の一般會議を廢してその代りにつくられたものである。 Remonstrance of his Excellency Thomas Lord Fairfax, Lord Generall of the Parliaments forces
- 六四七年三月および一六四八年九月のものを指す。(本稿二七ページおよび五二ページ参照)
- 3 があると述べられているのに對し、これはレヴェラーズを暗にさしているのだと怒つている (cited. p.344)。 J. Lilburne: Legal Fundamental Liberties (1649) は「諫奏」の初めのところに、國民の福祉を口實として騒亂を企てるも

じて軍幹部はレヴェラーズと兵士の側への一そうの歩みよりを余儀なくされた。このころ軍幹部は國王の處刑、 の反軍分子の追放、 軍が獨占的勢力となつて専制 との「諫奏」は十一月十八日議会へ提出されたが默殺され、軍と議会との**對立**はますますはげしくなり、 の決意をかため、 化することを恐れ、これまでの彼らの主張とは反對に、軍隊に對する均衡勢力として これを實行にうつそうとしたのであるが、 リルバーンやワイルドマンはそのた それに應

两學 計 宪 第三卷 第二號

者を出して委員会をつくり、 原案を作成し、軍会議へ提出、 Pride) 大佐の議会反軍分子一掃があつたが、それより四日おくれて十二月十日リルバーンらの委員会は「人民協定」 た。この主張はいれられ、リルバーンの提案とおりに議会、軍幹部、 國王と議会の存績を要求し、むしろまず「人民協定」を再審議し安定策の基本方針を明らかにすべきであると主張 る軍会議でこの原案が檢討修正され、一月二十日軍会議から議会へ提出された。これが 第二人民協定」といわれるも 「人民協定」を練り直すこととなつた。この間、十二月六日に有名なプライド 十二月十四日から翌一六四九年一月十三日までホワイトホール (Whitehall) におけ 獨立派、 レヴェラーズからおのおの四名の代表

1 この間の經過は J. Lilburne: op. cit. にくわしい (cited. pp. 342-349)。

grounds of common right, freedom and safety." S. R. Gardiner : op. cit. pp. 359—371 お↓び星田輝夫、前揚論文] 二六— 月十五日に士官會議で最後的に決定されたのであろうとされている。 ウッドハウスには軍會議から提出されたものの全文はない "An Agreement of the People of England, and the places therewith incorporated, for a secure and present peace, upon 、リルバーンら委員會の原案をのせ(pp.355—364)、脚註で成案との差をしめしている。 三三ページの邦譯多照。サーディナーの註によれば議會へ提出された時附されていた請願の目附けが一月十五日であるから、一

法の規定なき場合の議会の處罰權」であつて、主としてアイットンとの、 IJ は完了したと考え、 「十六人の委員の大多數の間で、われわれの最初の協定に從つて絕對的最終的な結論に到達し、それについての論議 めるため提出すべきだと思つた」。レヴェラーズの主張はついに貫徹されたかに思われたのである。「しかし」と ル 委員会の經過については詳しいことは不明であるが、リルパーンの敍述に從えば、討論の中心は、「良心の自由と、 バーンは續けている。 もうそれ以上何もつけ加えることなしに、まず軍会議へ、ついで諸部隊へ、 「ああ、何という馬鹿者だつたのであろう。 われわれはただ欺かれただけなのだ ……。 時には夜を徹する「長い厄介な争い」の後、 更に全國民へ同意を

文

૮

ヴ

對君主 の手先の士官たちの一味がやつてきて、 の希望はうちくだかれた!――一體何がこのようにリルバーンを怒らせたのであろうか われ委員たちが最初恐れていたこと、 Ø ように いということが今や明らかになつた。 ……その意志には何人も背かせなかつたのである」。「人民協定」は骨抜きにされた、 すなわち、どんな拘束も約束も契約も、 何日もかかつて協定を全部こなごなにしてしまい、 というのはそれが軍会議にもちだされると、 巧みなペテン師である軍隊指導者を 將軍やクロ アイァトン レヴェ 自身まるで絶 ムウェルやそ ラ 1 ズ

J. Lilburne: op. cit. (cited. p.349)

全く一 擧の方法、 ることはできないけれども、 明示しているのに對 うである。 なかつたように思われる」 (p.[23]), といつているし・リルバーンの憤りも主として宗敎問題に みよう。 る発罰、 ズの要求 あるいは 軍会議の欺瞞に怒つたリルバーンは、 致している。このような兩者の一致からウッドハウスは にもかかわらず委員会で否決された條項、 特權の廢止、 前文は兩者とも全く同一で、そのほか現議会解散の規定、選擧の公平化、 人民協定」と題するパムフレットにおいて、 しかし一つ奇妙なことは、 選擧管理人の規定、 何故原案に任期、 Ļ 法の規定なき場合の議会の處罰の禁止、 原案には任期、 P 会期の定めがないのかということについては何ものべていないので、にわかに斷定す 國務院の規定、 し推測が許されるなら、 軍会議の發表した成案にはその第二條に議員任期を二年、 会期の定めが全くみられないことである。兩者を比較しているウッドハウ 公式に發表された「人民協定」とは別に、 國民の保留すべき權利として從軍强制の拒否、 を發表したのであるが、この兩者を比較して異同を明らかにし 委員会の原案および 先の九月十一日の 土地財産の共有化禁止などにおいても原案と成案とは 「世俗的(civil)な問題については殆んど不一 V ヴェラーズの請願が任期一年、 ギッブの推定によればー 議員定數の割當て、 十二月十日ずけで「自 のみむけられているよ 戰時中の行為にかん 議会会期を六ヶ月と 普通選舉、 由 会期四十 ヴェラー 致 譔

とずく主張といえよう。とすれば「第二人民協定」の原案に議員任期、議会会期の定めがないのは、その點でレヴェラ ーズ代表と他の代表との間に結論が出されなかつたためであり、 合には叛逆罪とみなすという規定が含まれていることも、權力の固定、專制化を阻止しようとする同樣の考え方にも と考えられる。同じ「第三の人民協定」中に、國務院を設けないという規定や、一年以上会期を延長しようとした場 わせると、 ヴェラーズの側の譲歩によると考えうるのではなかろうか。 ないし五十日と要求していること、 ルウィ レヴェラーズの主張は任期、会期をできるだけ短かくし、議員の交替を頻繁ならしめようとするにあつた ンらの發表したものの中にも、任期一年、会期四ヶ月が要求されている (p.366 p) こと、などを思いあ 「第三の人民協定」として一六四九年五月一日にリルバーン、 軍会議の成案に任期二年、会期六ヶ月とあるのは、

1 ment of a firm and lasting peace." pp. 355-367. "Foundations of Freedom or an Agreement of the People; Proposed as a rule for future Government in the

M. A. Gibb: John Lilburne, The Leveller, (1947) p.243

視することによつて國家を構成する基本契約を破棄したのであり、從つてイングランド王國は自然狀態に復歸したと 会制度を否定しようというのではない。しかしレヴェラーズの考えによれば、國王、ついで議会、は國民の意志を無 故なら議会から與えられるならそれは命令以外の何ものでもなくなるから」(cited, p.352)。 ある。先の引 されるのである。そして「人民協定」こそ國民の同意にもとずいて國家を再構成すべき根源的基本的な社会契約の條 直接國民に提示しその賛同を求むべきものなのである。「人民協定は議会から興えられるのは適當ではない。何 ルバーンが軍会議の處置に不滿を感じた一つの點は、「人民協定」が議会へ提出されたという發表形式の問題 用から知られるように、リルバーンの考えでは「人 民 協 定」 は議会によつて發布さるべきものではな もちろんリルバ ーンも議

項に他 消されるかも知れない。 V のである」とリルバーンは「法的基本的自由」のなかでいつている coited p352)。 議会制度そのものの基礎をなすものでなければならぬ。「ある議会でなされたことは次の議会で取り しかし人民の間で始められ締結される人民協定は、 決して議会によつて破壞されてはならな

題に集中していたのである。 しかし彼が最大の不滿をしめしたのはやはり信仰の自由の問題にかんしてであつた。 ホワィ 朩 1 ル会議もこの問

- cf. D. W. Petegorsку: op. cit. p. 91, p.117.

七 ホワイトホール會議

ような、あるいは(公共の禮拜のため保留されまたは保留されるであろう場所を除く)いかなる家または場所におい のべている。 權力を、 ても、良心に從つて信仰の告白や宗教の行事を行うのを阻止するような、法律、誓約、契約を機續しまたは制定する ととは 人民協定」の原案では信仰の自由を國民の保留すべき基本的な權利の最初にかかげ、 (それが强制的または明白な法王主義でない限り)彼らの任意にゆだねられる」(p.362)。 われわれの代表者に與えない。ただし信仰、 「われわれは、 信仰、 宗教、神の禮拜の問題にかんし、 禮拜、 規律の問題について公けの方法で國民を教育し指導する 刑罰またはその他の手段により人々を强制する 第七條第一 項に次のように

か。」「宗教問題を除外するという保留條項を(人民協定のうちに)いれるか、それともただ自然的世俗的(natural された。 ワイトホール会議はこの項目をめぐつて一六四八年十二月十四日にひらかれた。冒頭次のような形で問題が提起 「行政者は宗教の問題において强制的または阻 な問題の權力のみを興えて宗教については何ものべないでおくか」(p.125)。 止的な権力をもつかどうか、またはもつべきであるかどう 行政者に宗教權ありや否や

獨

Ů.

派と

ヴ

信仰自 儀式的な法はユダヤ民族にのみかんするものであるから現在は拘束的ではないが、 であ ということである。彼を援けてギルバート(Gilbert)がいつているように(p.164)、舊約聖書には、儀式的(Ceremonial) かえされることとなる。その場合アイァ るかどうか 行政者に と道徳的(Moral と二つの法が區別され、 のような問題提起のために、論點は逆戻りし、 ことである」。 と名ずけるすべての て次のようにつづけている。「今や問題は、人々がその光りと良心とに從つて神に仕えるようにするため、 もそれ さらに問題を紛糾させ、 權利とみるかというこの點に、 何らの制限 う第一の問題については、ほとんどすべての人が否定的見解に一致し、從つて問題は單にそのことを國民 き基本權として「協定」中に明示するか否かという第二の點に集中するかに思われた。 由 に同意する。 リルバーンはこのようなアイァトンの言葉をさえぎり、 の主張は「良心に從つた眞の」宗敎にしかおよばないのであり、 は宗教のことにかんしても人々を阻止する力が與えられるべきであると、彼は前言をひるが だけだ - (p.144)と叫ぶのであるが、良心の自由を單にキリスト教徒のみの權利とみるか、 「われわれは、 なしに自由を與えるような規定をつくるべきであろうか、 それはわれわれの間では問題ではない」(p·143)といいながら、「しかしここに問題がある」とし ものに何らの制限も設けないような規定を、 すべての人が「その良心に從つて神に仕える自由をもつ」ことを、「それは權利であつて私 偶像崇拜を行い、 彼らの對立の根本がひそめられているといえるであろう。そしてアイットンのこ トンのより所は舊約聖書においてユダヤの行政者に宗教權が與 更にそれぞれにこれを守るための司法的(Judicial)な法があつたと考え、 行政者に宗教上の强制權が與えられるべきかどうかとい 無神 論をとき、 良心的な人々に對してつくるべきかどうか、 「それは問題ではない。 または神の光にそむくあらゆることをする人々に その判定は行政者にゆだねられるが故 それが問題である」(p.143)。 道德的な法は永久に拘束的である ただその章句を協定に含め しかしアイァト 人間 えすにいたるの う問題 えられていた アイット としての自 人が宗教・ ンはこと という ታኝ

獨

٤

ッ

ラ

ズ

可能性が大きい」(p.161)。 らぬし・・・・、 序にかかわるべきではない。 對してレヴェ によつては容易に定めえない。 **次元に屬するものと考えられることになる。ワイルドマンがいつているように、** ろう(p(87))。 戒律と福晉との差を最も强調し新約聖書のみから聖俗分離の原則を一貫しようとする、という差別 Congregationalists)は新約聖書をより强調するがイスラエル的なキリスト教國家をも考え、分立派 聖書をも尊重してカルヴァン的な權威主義的、國民的な教会組織を主張し、 つては神が存在するということ以上には決めがたい。……すべての存在の根源となる第一存在の正しい概念をもつこ は戒律 るのである。 の、對型的 いるように、 行政者は人々を阻止する權力をもち、またはもつべきである」(p.154) とアイァトンはいつている。この考え方に 從つて司法的な法も一部は消滅したが一部は存績しており、行政者の宗教權も一部は存績していると考えられ (Law)と輻音(Gospel)とはきびしく分けられる。この關係はウッドハウスの圖式化に從えば、 然の光のみによつては不可能である」(p.161)。そして行政者は自然の秩序のみにかかわるべきで、 (antitypical)なイエスの出現により、すなわち福音書により、 權力をもつていない人民よりも、 舊約聖書は象徴的または「型としての」(typical) 意 味 を 有 するにとどまり、 ラーズは、ミルトン(J. Milton)や少し異なつた意味でウイリアムズ(R.Williams)などが主張して モーゼの十戒中最初の四つの命令ー ここからレヴェラーズにおいては 自然 と恩寵 (grace) とは峻別され、政治と宗教とは全く異なつた 恩寵はただ神のみの興えうるものでなければならぬ。 何故ならその點にかんしては、「行政者は人民と同樣に誤り易いと考えられなければな ……神の禮拝のことにかんしては自然の光で定めることは困難である。自然の光によ もつと誤り易いのである。 -神の醴拜にかんするいわゆる"First Table" 行政者は惡を阻止するよりは善を破壞する 非分離派の組合派(the non-separating 完全に克服されたとみる。 「何が罪(sin) 型に對する本體として であるかは自然の ――にかんし に要約されるであ (sectaries) 從つてことで 長老派は舊約 恩寵の

商學 討 究 第三卷 第二章

除され、單に第四項(今後そのような特權を設けない)のみが可決されたのである。 任しえず)を可決したが、第五項(土地所有、 日、二九日の委員会は原案 第七 條第六項(法律の規定なき場合には議会に處罰權なし)、第七項(議員は官職を兼 を無條件に規定しているのに對し、ことではその範圍がかなり狹められていることは明らかであろう。 然的世俗的なものにのみおよび精神的宗教的なものには及ばないという規定を加え、第九條として、 に與えること、これに反する法律などを廢止すること、を定めた。原案第七條第一項が先にのべたとおり信仰の自由 けの宗教とすること、 由を國民の保留すべき基本權とするという原案第七條第一項を削除し、それに代つて成案第八條に、 權を國民の基本權とする)、第三項(戰時中の行動にかんする免罰)を修正可決したが、二一日の委員会は、 と軍幹部を罵つて、席をけつて退いたのである。十二月十六日、十八日の委員会は原案第七條第二項 ح のようにして委員会ではすでに解決されていた問題が再び争われ解 ルバーンは憤激のあまり決闘を申込んだといわれ、「信仰も眞實さもありふれた誠實ささえなきもの」(p.349) これは强制によらざること、信仰告白と宗教行事との自由を法王派および監督派以外のすべて 贈與、 特権などによる法の免除は從來のものも一切無効とする) 決點 を元出すことなく会議の第一日は キリスト教を公 議会の權力は自 (從軍强制拒否 信仰の自

- cf. M. A. Gibb: op. cit. p. 245

わめて民主主義的な憲法であつたし、軍会議における修正も、 協定」は軍会議の修正をうけた形で議会へ提出されたのである。 ではなくて非協定(disagreement)であるとなお喰い下つたが、大勢はすでに決した感があつた。一月二十日「人民 明けて一六四九年一月八日、十日、十一日、十三日とホワイトホール会議は續行されたが、もはやリルバーン、 ドマンらは姿をみせず、 かわつてエアベリ (W. Erbury)やジョイス(G. Joyce) らが、これは協定(agreement) リルバーンのいうように原案を一全部こなどなにして それは形式上はレヴェラーズの主張をとりいれたき

場合に、良心的な人々にとつて一體とんな自由が存するであろうか?」 ら行政者が宗教問題に阻止的な權力を與えられ、あるいは法の規定なき場合にも判決、處罰の權力を委ねられている 軍会議の審議にかけられて以來、すでに長い時間がついやされ煩しい論議と争いが行われた。しかもそれは、それな は は軍幹部からもレヴェラーズからも大きな不滿をもたれつつ、曖昧な性格のまま公けにされたのである。リルバーン(3) はクロム れなかつたし、より根本的には、その成立の經過をたどつてきたわれわれにはすでに明らかとなつているように、軍幹 しまつた」というほど、甚だしいものとは考えられない(しかし宗教の問題にかんしてはレヴェラーズの理想は實現(1) ホワイ にはこの「人民協定」を主張しつづける熱意はとうてい期待しえないのであり、それはその提出の當初からやが ウェルの獨裁制と「統治章典」によつておきかえられるべく運命ずけられていたといえよう。「 『協定』が無價値となるほど、それほどわれわれの自由に本質的な點にかんして行われたのである。 トホール会議を退席した直後、 「人民協定」の暗い未來を豫言して次のようにいつている。「しかしそれ 何故な て

- 調子が弱められている、という差をギップはあげている(M. A. Gibb:op. cit. p.245)。 私が以上あげた差異の他に、原案では協定の條項を自由にとつて本質的なもの、 い調子の後文がついているが、成案では後文は削られ第十條では協定の條項の一部を本質的、 力の限りなつくして維持でべきものとする力 他を有用、 便宜的なものとして
- 「人民協定」と「統治章典」との内容的な差異については、大野眞弓、前楊論文參照
- 3 ことを期待しているのであって、 とはかなり異なつているが、本稿ではそこまで立ちいることはできない。その点についではさしあたりウッドハウスの解説参照 などがいつているように(p·144)、彼らは神の言葉、キリストの鰾が人々の心に浸透して「新し、天と新しい地」がもたちされる 千年王國論者もまた「人民協定」に反對したがこれは別の理由しよる。たとえばホワイトホール會議中にスプリッグ(J. Sprigge) pp. [82]—[84]" 人間の能力自体に不信をいだいているのてある。 なお社會思想においても彼らとレヴェラーズ

商學計 究 第三卷 第二號

J. Lilburne: A Plea for Common Right and Freedom, (Dec. 28, 1648) (cited. p. 472)

ドン塔に投ぜられ、 とろによれば、 えられ、 現實は、 配を絶對化したこのような處置に對して、當然のことながらレヴェラーズははげしく反抗した。一六四九年の政治の に鎭壓され、ついで三名の首謀者が處刑された。權力への爭いにおいて、 はきわめてはげしい毒舌に充ちた多數のパムフレットを發表し、 い……。彼らをやつつけてしまわなければ、こつちの破滅だ』と國務院でのべていた。レヴェラーズの指導者はロ リルバーンの豫言は悲しくも適中した。レヴェラーズの末路についてシェンクはこう書いている。 國務院へ引き出された。この時クロムウェルは、戸をへだててその聲をきいたというリルバーンの告げると 『神の下の人民はあらゆる權力の源泉である』という公然の原理を嘲弄するかの如くであつた。リルバー 『会議室のテーブルをガンガンと拳骨で叩きながら』、『こういう連中は粉碎してしまうより方法がな 一六四九年四月、五月の軍隊の叛亂は、バーフォード (Burford) でクロムウェルにより最後的 一六四九年三月彼とその三名の同志とは武裝兵に捕 レヴェラーズは國王と同樣に、武力によつ 「軍指導者の支

権力は

て敗れたのである。

それをかちえた時と同じやり方で

守られなければならない。

も新しい思想も、 ここでレヴェラー運動は終りをつげる。 もはやこのグループからは生れるべくもなかつた」。 レヴュラーズは個人的にはなおひそかに活動をつづけていたが、

W. Schenk: The Concern for Social Justice in the Puritan Revolution. (1948) p. 16.